

# 上山市議会会議録

第506回定例会

本会議2日目

(令和2年11月30日)

令和2年11月30日（月曜日） 午前10時 開議

---

## 議事日程第2号

令和2年11月30日（月曜日）午前10時 開議

（追加議案）

日程第 1 議第81号 上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 議第82号 上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（散 会）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

---

### 出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員（14人）

2番	石 山 正 明	議員	3番	佐 藤 光 義	議員
4番	守 岡 等	議員	5番	高 橋 要 市	議員
6番	棚 井 裕 一	議員	7番	尾 形 み ち 子	議員
8番	長 澤 長右衛門	議員	9番	川 口 豊	議員
10番	中 川 とみ子	議員	11番	神 保 光 一	議員
12番	枝 松 直 樹	議員	13番	川 崎 朋 巳	議員
14番	高 橋 義 明	議員	15番	大 沢 芳 朋	議員

欠席議員（1人）

1番 谷 江 正 照 議員

---

説 明 の た め 出 席 し た 者

横 戸 長 兵 衛 市 長	山 本 幸 靖 副 市 長
尾 形 俊 幸 庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局 長	富 士 英 樹 市 政 戦 略 課 長
平 吹 義 浩 財 政 課 長	前 田 豊 孝 税 務 課 長
木 村 昌 光 市 民 生 活 課 長	鈴 木 直 美 健 康 推 進 課 長
鏡 裕 一 福 祉 課 長	齋 藤 智 子 子 ども 子 育 て 課 長
鈴 木 英 夫 商 工 課 長	佐 藤 毅 観 光 課 長
漆 山 徹 農 林 夢 づ くり 課 長 (併)農業委員会 事務局 長	須 貝 信 亮 建 設 課 長
秋 葉 和 浩 上 下 水 道 課 長	武 田 浩 会 計 管 理 者 (兼)会計課長
佐 藤 浩 章 消 防 長	古 山 茂 満 教 育 委 員 会 長
土 屋 光 博 教 育 委 員 会 長	遠 藤 靖 教 育 委 員 会 長
大 澤 泰 雄 教 育 委 員 会 長	高 橋 秀 典 教 育 委 員 会 長
板 垣 郁 子 選 挙 管 理 委 員 会 長	花 谷 和 男 農 業 委 員 会 長
大 和 啓 監 査 委 員	舟 越 信 弘 監 査 委 員 長

---

### 事 務 局 職 員 出 席 者

金 沢 直 之 事 務 局 長	鈴 木 淳 一 副 主 幹
渡 邊 高 範 主 査	齋 藤 理 恵 主 任

---

### 開 議

本日の会議は、お手元に配付いたしております  
議事日程第2号によって進めます。

○大沢芳朋議長 本日は休会の日ではありますが、  
議事の都合により特に会議を開きます。

初めに、本日の議事運営等について議会運営  
委員長の報告を求めます。

出席議員は定足数に達しておりますので、こ  
れより直ちに会議を開きます。

議会運営委員長川崎朋巳議員。

〔川崎朋巳議会運営委員長 登壇〕

○川崎朋巳議会運営委員長 おはようございます。

去る11月27日、議会運営委員会を開き、本日の議事日程第2号について協議いたしました。その結果について御報告申し上げます。

初めに、追加議案であります。条例案2件についてそれぞれ提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することにいたし、本日は以上をもって散会することにいたしました。

また、本日の議事日程を編成したことにより12月7日の議事日程を議事日程第3号とすることにしておりますので、併せて報告いたします。

なお、会期日程及び議事日程の詳細は、各位のお手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 お諮りいたします。

本日の議事運営について、ただいまの議会運営委員長報告のとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり進めることに決しました。

~~~~~

**日程第1 議第81号 上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について**  
(追加議案)

○大沢芳朋議長 日程第1、議第81号上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第81号上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。山形県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の期末手当の支給月数の改定を行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては庶務課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

〔尾形俊幸庶務課長 登壇〕

○尾形俊幸庶務課長 命によりまして、議第81号上山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお開き願います。

このたびの改正は、山形県人事委員会の勧告に基づき一般職の職員の期末手当の支給月数の改定を行うため提案するものであります。

令和2年11月12日に出されました山形県人事委員会の勧告では、県内の民間企業と県職員との比較をし、特別給、ボーナスの支給月数について0.05月分上回っていたことから、4.40月から4.35月に0.05月分引き下げ、当該引下げ分を期末手当から引き下げる勧告が出されたものであります。

初めに、第1条の改正内容について御説明申し上げます。

第1条は、令和2年12月における期末手当の支給月数を改正するものであります。

改正後、改正前の表を御覧ください。

第16条第2項であります、期末手当の支給月数について、「100分の130」としているものを「100分の125」に改め、12月の支給月数を0.05月引き下げ、この結果、令和2年度の年間支給月数を100分の260から100分の255とするものであります。

次に、同条第3項であります、第2項の改正に伴い、読替え前の条文を改正するものであります。

続きまして、第2条の改正内容について御説明申し上げます。

第2条では、令和3年度以降における期末手当について、第1条で引き下げた期末手当の支給月数を6月と12月で平準化するものであります。

2ページを御覧ください。

第16条第2項であります、期末手当の支給月数について、改正前には「100分の125」としているものを改正後では「100分の127.5」と改めるものであります。

次に、同条第3項であります、第2項の改正に伴い、読替え前の条文を改正するものであります。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則につきましては、施行期日の規定であり、この条例は公布の日から施行することを規定するものであります。

ただし、第2条の規定、つまり期末手当の平準化に関する規定は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願ひ申し上げます。

○大沢芳朋議長 10番中川とみ子議員。

○10番 中川とみ子議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第81号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま10番中川とみ子議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第81号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第81号上市市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第81号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第2 議第82号 上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(追加議案)

○大沢芳朋議長 日程第2、議第82号上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

[横戸長兵衛市長 登壇]

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第82号上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。一般職の職員の給与改定に準じ、必要な改正を行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては庶務課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

[尾形俊幸庶務課長 登壇]

○尾形俊幸庶務課長 命によりまして、議第82号上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

追加議案書の3ページをお開き願います。

このたびの改正は、一般職の職員の給与改定に準じ、必要な改正を行うため提案するものであります。

内容につきましては、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を山形県

の特別職の支給月数と同様に0.05月引き下げるものであります。

初めに、第1条の改正内容について御説明申し上げます。

第1条は、令和2年12月における期末手当の支給月数を改正するものであります。

改正後、改正前の表を御覧ください。

第4条であります。常勤の特別職である市長、副市長及び教育長の期末手当の支給については、一般職の給与条例の規定の例によるものと定めているもので、支給月数につきましては、一般職の給与条例第16条第2項で定めている支給月数を読み替える規定となっており、「100分の130」とあるのは「100分の165」としているものを「100分の125」とあるのは「100分の160」に改めるものであります。

次に、第7条であります。市議会議員の期末手当について定めているものであります。

同様に、「100分の130」とあるのは「100分の165」としているものを、「100分の125」とあるのは「100分の160」に改めるもので、これらの改正により、令和2年度の期末手当の年間支給月数を0.05月引き下げ、100分の330から100分の325とするものであります。

次に、第2条の改正内容について御説明申し上げますので、4ページを御覧ください。

第2条では、令和3年度以降における期末手当について、第1条で引き下げた期末手当の支給月数を6月と12月で平準化するものであります。

第4条であります。市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数について、「100分の125」とあるのは「100分の160」

としているものを、「100分の127.5」とあるのは「100分の162.5」と改めるものであります。

また、第7条につきましても同様に、市議会議員の期末手当の支給月数について、6月と12月で平準化する改正となっております。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則につきましては、施行期日の規定であり、この条例は公布の日から施行することを規定するものであります。

ただし、第2条の規定、期末手当の平準化に関する規定につきましては、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願い申し上げます。

**○大沢芳朋議長** 10番中川とみ子議員。

**○10番 中川とみ子議員** この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第82号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

**○大沢芳朋議長** ただいま10番中川とみ子議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大沢芳朋議長** 御異議なしと認めます。

よって、議第82号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されまし

た。

これより質疑に入ります。質疑、発言を許します。石山正明議員。

**○2番 石山正明議員** 今回の特別職及び一般職員の方々の期末手当の削減ということですが、一般職員あるいは特別職の削減の額は、総額で幾らになるかをお聞きいたします。

**○大沢芳朋議長** 庶務課長。

**○尾形俊幸庶務課長** 今回の改正に伴う削減額でございますが、期末手当そのものと、あとそれに付随しまして共済費のほうも併せた減額となりまして、一般職、特別職を合わせまして約695万円ほどの減額となる予定でございます。

**○大沢芳朋議長** 石山正明議員。

**○2番 石山正明議員** 今、約700万円の削減というようなことでございますけれども、実はこれはコロナ禍によって全国的に給与等が少なくなっている中での削減ということですが、この700万円をそのまま減らすということでは、やっぱり市民の方々としてもなかなか納得がいかないというような声も聞こえております。ですから、この約700万円を原資として、例えばコロナ感染症対策費に充てるとか、あるいは市民の消費喚起に充てるとか、あるいは観光対策費に充てるとか、そういうお考えをお持ちでないのか、市長にお伺いいたします。

**○大沢芳朋議長** 市長。

**○横戸長兵衛市長** 今の質問、御意見でございますが、この700万円を特別に充てるということではございません。あくまでも今まできちんと計画しているわけですから、その中で対応してまいりたいと考えております。

**○大沢芳朋議長** 石山正明議員。

**○2番 石山正明議員** そうすると、このまま

やはり減らすということだけで終わってしまうのか。もう一度伺いますが、やっぱりこれは減らしたということではなくて、その減った分をもう一回市民の方々にフィードバックするというような形にしたほうがよろしいのかと思いますが、再度伺いたします。

○大沢芳朋議長 市長。

○横戸長兵衛市長 先ほど申しあげましたように、コロナ対策等について、あるいは観光関係とか、あるいは産業関係とか、きちんと対応しておりますので、そちらのほうで対応していくという、基本的にはそういう考えでございます。

○大沢芳朋議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第82号上山市特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第82号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

## 散 会

○大沢芳朋議長 以上で本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。



